

【 検 査 】

２６１ 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査（その他のもの）の算定について

《令和６年７月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対する便検体によるD017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「３」その他のものの算定は、原則として認められる。

- (1) トリコモナス
- (2) アメーバ赤痢
- (3) 胃結核
- (4) カンピロバクター腸炎
- (5) 腸管スピロヘータ症
- (6) 腸結核、結核性下痢

○ 取扱いを作成した根拠等

細菌顕微鏡検査「その他のもの」は、体内から採取した検体を顕微鏡で観察し、細菌の種類を特定する検査で、蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置、保湿装置等を使用しないものである。

種類を特定することができる病原菌には、トリコモナス、アメーバ赤痢、抗酸菌、カンピロバクター属菌、レプトスピラ（スピロヘータ）等がある。

以上のことから、上記(1)から(6)の傷病名に対する便検体によるD017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「３」その他のものの算定は、原則として認められると判断した。